

(別紙 2)

民訴条約加盟国が日本に民事裁判に関する文書の送達を要請する場合

送達条約に加盟していないが民訴条約に加盟している国は、以下の方法で日本の指定当局（外務省）に文書の送達を要請することができます（民訴条約と送達条約の両方に加入している国が日本に送達を要請する場合は送達条約に基づいて要請して下さい（送達条約第 2 2 条）（別紙 1））。

● 嘱託国の領事官から日本の指定当局（外務省）に文書の送達を要請する（民訴条約第 1 条第 1 項）。

1. 日本の指定当局に送達を要請するために必要な文書

以下の文書を嘱託国の領事官から日本の指定当局（外務省）に転達して下さい。

- (1) 「要請書」 2 部（民訴条約第 1 条第 1 項）
 - (2) 「要請書」の日本語の翻訳文（必須） 2 部（民訴条約第 1 条第 1 項）
 - (3) 「送達すべき文書」（訴状、判決、召喚状等）それぞれ 2 部（民訴条約第 3 条第 1 項）
 - (4) 「送達すべき文書」の日本語の翻訳文で、嘱託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明したもの（民訴条約第 3 条第 3 項） 2 部
- * 民訴条約第 3 条 2 項に基づく「国内法で定める方法又は国内法に反しない特別の方法」による送達を希望する場合は日本語の翻訳文は必須。民訴条約第 2 条に基づく任意に受領する名宛て人への交付の場合は、「送達すべき文書」の日本語の翻訳文は不要。

2. 要請書に記載すべき内容

- (1) 「転達される文書を発出した当局の表示」（民訴条約第 1 条第 1 項）
 - (2) 「当事者の氏名及び資格」（民訴条約第 1 条第 1 項）
 - (3) 「名宛て人の宛先」（民訴条約第 1 条第 1 項）
 - (4) 「文書の種類」（民訴条約第 1 条第 1 項）
- * 民訴条約第 3 条 2 項に基づく（「国内法で定める方法又は国内法に反しない特別の方法」）による送達を希望する場合は、要請書にその旨明記する。明記されていない場合は民訴条約第 2 条に基づく「任意に受領する名宛て人への交付」が行われる（民訴条約第 3 条第 2 項）。

3. 費用の償還の請求

「裁判所附属吏の介入」又は民訴条約第 3 条第 2 項に基づく「国内法に反しない特別の方法」を利用した場合は、生じる費用の償還を嘱託国に請求します（民訴条約第 7 条第 2 項）。

【参考】民訴条約

英文 <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=33>

和文

<https://assets.hcch.net/docs/5d1cca3a-f1bd-4ef0-9af4-718903e72628.pdf#search=%27%E6%B0%91%E4%BA%8B%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%A1%E7%B4%84%27>

(条文抜粋)

送達条約

第 22 条 1905 年 7 月 17 日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約又は 1954 年 3 月 1 日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約の当事国である締約国の間では、この条約は、それらの二の条約の第 1 条から第 7 条までの規定に代わるものとする。

民訴条約

第 1 条

第 1 項 民事又は商事に関し、外国にいる者にあてた文書の送達は、嘱託国の領事官から受託国の指定する当局にあてた要請に基づき、締約国において行なわれる。その要請書は、転達される文書を発出した当局の表示、当事者の氏名及び資格、名あて人のあて先並びに当該文書の種類を記載するものとし、かつ、受託当局の用いる言語で作成する。受託当局は、送達を証明し又は送達を妨げた事由を明示する書類を前記の領事官に送付する。

第 2 条

送達は、受託国の法律上権限を有する当局が行なう。その当局は、次条の場合を除くほか、文書の送達を、任意に受領する名あて人への交付に限ることができる。

第 3 条

第 1 項 要請書には、送達すべき文書二通を添付する。

第 2 項 送達すべき文書が受託当局の用いる言語若しくは両関係国間で合意する言語で作成されている場合又はそれらの言語のいずれか一方による翻訳文がその文書に添付されている場合には、受託当局は、類似の送達の実施について国内法で定める方法又は国内法に反しない特別の方法によつてその文書を送達する。ただし、その旨の希望が要請書に表明されている場合に限る。その旨の希望が表明されていない場合には、受託当局は、まず、前条の交付を行なうように努めるものとする。

第 3 項 前項の翻訳文は、反対の取極がない限り、嘱託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明する。

第7条

第1項 送達については、いかなる種類の料金又は費用の償還をも請求することができない。

第2項 もっとも、受託国は、反対の取極がない限り、裁判所附属吏の介入又は第3条にいう特別の方法の利用から生ずる費用の償還を嘱託国に請求することができる。